

医療扶助・被保護者健康管理支援事業について

医療扶助・被保護者健康管理支援事業に係る市町村に対する支援について

見直しの必要性

- 「中間まとめ」では、都道府県の医療に係る専門的知識をバックアップし、市町村への支援を強化する体制整備として、現行の医療扶助審議会の機能や構成員を見直し、**都道府県の医学的な専門知識を補い、広域的な観点から管内市町村に対する必要な助言その他の援助を行うための会議体を都道府県に設置する方向で検討していくことが必要**であるとされたところ。

見直しの方向性（案）

- 市町村における医療扶助や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要であるとの認識のもと、必要な国及び都道府県による支援として、
 - ・ **都道府県が広域的な観点から、市町村に対して取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行うことや、**
 - ・ **それに際して必要な、国から都道府県へのデータ提供・分析等に係る体制整備の支援を行うこと**を推進する。
- 昨年末の「中間まとめ」以降、関係機関に対するヒアリングを実施したところ、
 - ・ 有識者の知見も踏まえた分析データを都道府県から市町村に共有することは、当該市町村にとっては自市の特徴の把握につながるとともに、データに基づく優先的課題を検討するために有益な情報となるため、そのような体制整備を推進することが必要とのご意見をいただいたことを踏まえ、都道府県における医療関係者・学識経験者等の専門的知見を確保するための手法としては、**各自自治体の状況に応じて会議体の設置以外の手法も含めて柔軟かつ適切に選択できる方向で検討する。**
- 国から都道府県へのデータ分析等に係る体制整備の支援としては、令和5年度社会福祉推進事業において、**医療情報の地域差や経年変化を「見える化」するツールとデータ活用マニュアルの作成**を行う予定。それを踏まえ、令和6年度に都道府県職員向け研修を実施予定（予算要求）。また、都道府県による市町村支援に対する必要な支援も検討。
- 国及び都道府県が、医療扶助や被保護者健康管理支援事業の支援を行うことにより、
 - ・ 市町村における**健診受診率の向上や生活習慣病対策**の取組がより進められること
 - ・ **薬物有害事象にもつながる多剤投薬の適正化等**の取組が効果的に進められること
 - ・ 住民の**健康課題の把握や重症化予防**につながるるとともに、住民の**適切な診療等**につながることで期待される。

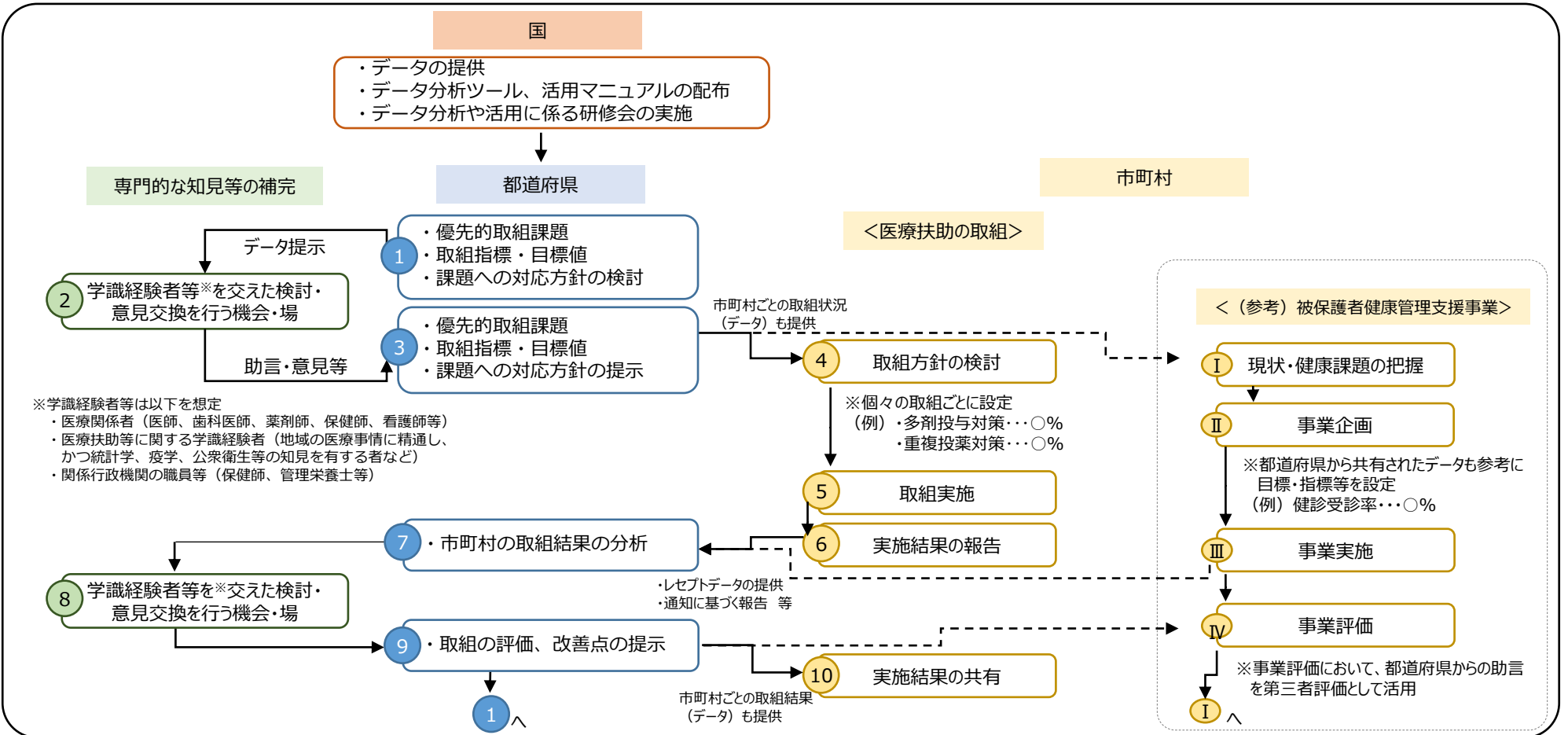
参考資料



都道府県による市町村支援の流れ（イメージ）

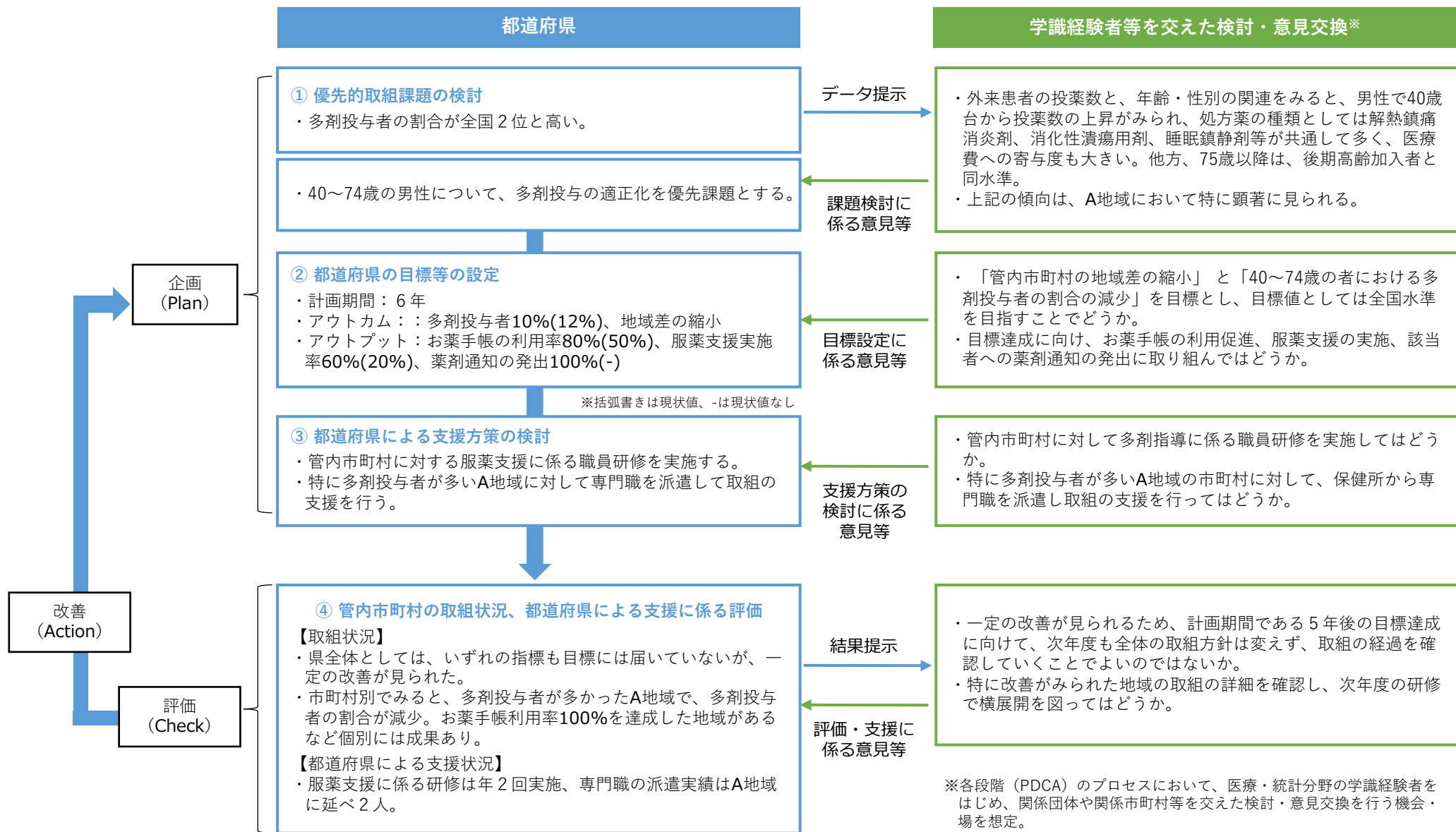
市町村支援の基本的考え方

- 都道府県が、**学識経験者等から専門的な知見、意見等を得ながら、PDCAサイクルに沿って管内市町村を支援**することを想定。
- こうした仕組みにより、**単独の市町村では取り組むことが難しい地域間比較を含むデータ分析と自市町村の課題の把握等をカバーし、管内市町村のより効果的な医療扶助等の取組につなげていく。**
- また、医療の専門知識を有する外部有識者の意見を踏まえることで、**地域間の特徴や課題の検討に実効性**が伴い、その**データ分析等を通じて、医療政策部局等との政策的な連携も行いやすくなる**などのメリットも期待される。



都道府県による市町村支援の流れ（イメージ）

（優先的取組課題として多剤投与の適正化をあげた場合の一例）



背景・目的

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）において、医療扶助の更なるガバナンス強化に向けて、都道府県が広域的な観点から、市町村に対してデータ分析や取組の評価等に係る後方支援を行っていく必要性が指摘されている。
- しかし、都道府県には、医療扶助におけるデータ分析に基づくPDCAサイクルの実践ノウハウは十分に蓄積されていない。
- そこで本事業では、全ての都道府県が、質の高いデータ分析に基づくPDCAサイクルによる取組を推進し、管内市町村に対する必要な後方支援ができるよう、健診・医療等の情報を「見える化」するための分析ツールを作成するとともに、データ活用マニュアルを作成する。

事業内容（予定）

検討委員会の設置

有識者による検討委員会を設置し、事業の進め方、設計、調査結果の考察、報告書のとりまとめに関して検討を行う。検討委員会には自治体担当者にも参画いただき、現場の意見も反映させたものとする。

アンケート調査

全国の都道府県・指定都市・中核市を対象に、現在の健診・医療等データの活用状況等を調査し、課題を整理する。

分析項目の精査

医療扶助適正化に係るデータの分析項目の精査を行う。
国が提供しているNDB集計項目の精査を行い、追加で集計すべき項目等の提案を行う。（例：男女別、政令市単位の集計）

ツール・マニュアル作成

アンケート調査の結果も踏まえ、健診・医療等データを活用して、地域差、経年変化等を「見える化」するツールを作成する。
また、具体的なデータの読み解き方を整理したデータ活用マニュアルを作成する。
※ツール作成に当たっては、医療保険等の関連施策での取組を参考にするとともに、地域での活用のしやすさに十分配慮したものとする。
※可能であれば、一部自治体で試行版を利用いただいたうえで改良を加える。

報告書の作成

上記に関する内容について、報告書としてとりまとめる。

都道府県等による市区町村への支援に係る関係法令等

- 生活保護法上、都道府県知事は、市町村長に対して、保護の実施等のため必要な助言その他の援助を行うことができることとなっている。
- 他方、現状は、都道府県は市町村に対して医療扶助の運用等に係る疑義照会があった際の回答対応に留まっているといった声が聞かれるところ。

関係法令等

生活保護法

第81条の2

- 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。
- 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

医療扶助運営要領（抄）

（4）医療扶助に関する審議会（以下、「医療扶助審議会」という。）

都道府県本庁においては、知事の医療扶助その他保護の決定実施にあたっての医学的判断等を的確に行うことのできる体制を確保すること。また、これらの医学的判断その他医療扶助に関する諮問に答えるため等の附属機関として、医療扶助審議会を設置することが望ましい。

なお、その構成および運営等については、次の基準を参考とすること。

ア 審議事項

- (ア) 結核入院要否判定 (イ) 精神疾患入院要否判定 (ウ) 結核、精神疾患以外の傷病による入院要否の判定
(I) 訪問看護の要否判定 (オ) 在宅患者加算等各種給付の要否の判定
(カ) 医療扶助の適正実施に関して参考意見を述べること等その他必要と認められるもの

イ 構成

医療扶助審議会の委員として、国立病院、国立療養所および民間指定医療機関の医師、保健所長、都道府県民生部（局）の医系職員等のうちから適当な者を選任する。

ウ 審議

前記アにより諮問を受けた医療扶助審議会は、患者の病状及び療養状況等の全経過等を踏まえ総合的な検討を行うとともに、医療扶助の本則に基づき公正妥当な答申を行う。

なお、審議にあたっては、その経過および答申根拠の記録、その他関係書類を整備する。